

公務員の労働基本権は国民の暮らしといのちを守るための権利



福祉や年金が悪くなって働きがいもない…国民とっしょにがんばらないと!



みんなの権利の回復を勝ちとるんだね

最後に、あらためて公務労働者にとって、労働基本権を回復する意義について考えてみたいと思います。

労働基本権の回復で私たちの権利を守る制度ができる

労働協約締結権が認められることになれば、それにとともなうさまざまな制度が必要となります。いまの人事院・人事委員会勧告制度を廃止するとともに、労使対等のもとで賃金や労働条件を決めるため、交渉が決裂したときの救済制度や当局による労働組合への弾圧など不当労働行為を禁止する制度の確立も求められます。

こうした制度が整備されるなかで、労使対等の労働条件決定システムが確立でき、職場からのたたかいを背景にした労使交渉で、要求前進を勝ち取ることができます。

「まず労働基本権を認めよ」と新聞が社説

1973年2月の公労協の「スト権奪還スト」を目前にひかえた2月3日付けの「朝日」新聞社説は、公務員の労働基本権について、「まずそれを認めることから議論を出発させることが正しい」とし、その尊

重は「国家としての民主化のバロメーター」であると主張しました。

つまり、公共性を担う公務労働者に民主的な権利が保障されてこそ、行政や教育、地方自治など、日本の民主主義の発展につながって

公務・公共サービスの拡充と結んで運動をすすめよう

大切なことは、公務員労働者の労働基本権は、賃金・労働条件を改善させるだけの権利にとどまらないという点です。それは、労働組合として、民主的な行政や地方自治、教育の実現を、政府や当局に迫るために必要な権利でもあるのです。

今日、「構造改革」や「教育改革」によって、国民の医療や福祉が削られ、公務・公共サービスの民営化などで、住民に新たな負担が押しつけられています。こうした攻撃に対抗するために、公務労働組合のたたかいの重要性が増しています。

国民の生活を守るための権利であるかぎり、国民的な共同がひろがる条件をもっています。そのことを確信にして、「公務員に労働基本権を返せ」という世論をひろげていきましょう。



民主主義のバロメーター

公務員の政治活動の自由を

いくことをのべたものと言えます。

こうした主張は、憲法がおびやかされる今日の状況にもあてはめれば、ますます輝きを持つものとなっています。

国家公務員法によって公務員の政治活動がほぼ全面的に禁止されるもと、休日におこなった政党の機関紙配布が法律違反だとして、国公務労働者が不当逮捕される事件が起きています。

一方、ILO151号条約は、公務員の市民的・政治的自由を認め、ヨーロッパなど先進諸国ではそれが常識です。労働基本権とともに、公務員の市民的・政治的権利の保障も「民主主義のバロメーター」と言えます。